

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【四半期会計期間】	第170期第3四半期（自平成25年10月1日至平成25年12月31日）
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大枝宏之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 鈴木栄一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 鈴木栄一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第169期 第3四半期連結 累計期間	第170期 第3四半期連結 累計期間	第169期
会計期間		自 平成24年 4月1日 至 平成24年 12月31日	自 平成25年 4月1日 至 平成25年 12月31日	自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日
売上高	(百万円)	342,121	369,992	455,566
経常利益	(百万円)	19,806	20,528	24,742
四半期(当期)純利益	(百万円)	12,002	12,300	13,688
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	10,171	19,793	23,945
純資産額	(百万円)	303,641	331,739	317,436
総資産額	(百万円)	419,544	463,345	461,851
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	43.91	45.00	50.08
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	44.98	-
自己資本比率	(%)	70.5	69.7	66.9

回次		第169期 第3四半期連結 会計期間	第170期 第3四半期連結 会計期間
会計期間		自 平成24年 10月1日 至 平成24年 12月31日	自 平成25年 10月1日 至 平成25年 12月31日
1株当たり四半期純利益	(円)	18.91	18.95

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
4. 第169期第3四半期連結累計期間及び第169期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(食品事業)

平成25年6月、ベトナムに調理加工食品の製造・販売を行うVietnam Nisshin Seifun Co.,Ltd.(連結子会社)を設立しました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日(平成26年2月13日)現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況(経営成績)及び経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当第3四半期連結累計期間につきましては、経済・金融政策による円安・株高を背景に企業業績や個人消費の持ち直し等、一部に景気回復の動きが見られましたが、消費者の低価格志向は根強く、また円安により輸入原材料価格や電力コストが上昇するなど、当社を取り巻く環境は依然として厳しいものとなりました。このような中、当社はトップライン(売上高)の拡大と海外事業の拡大を最優先戦略とする中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」の取組みを加速し、各事業において積極的な販売促進施策を推進しました。海外展開においても、M&Aにより取得した子会社の連結効果に加え、各社で積極的な出荷拡大施策を進めたことにより、海外売上高比率は10%を超え、海外事業は順調に拡大しております。また、東南アジアでの一層の事業拡大に向け、タイ日清テクノミック(株)での業務用プレミックス生産能力の25%増強、及びVietnam Nisshin Seifun Co.,Ltd.の調理加工食品工場の建設を同時並行で進めています。

なお、輸入小麦の政府売渡価格が、昨年4月に5銘柄平均で9.7%引き上げられ、10月に同4.1%引き上げられたことを受けて、製品価格の改定を実施しました。

これらの結果、売上高は製粉事業及び食品事業の出荷増や海外事業の拡大等により3,699億92百万円(前年同期比108.1%)となりました。利益面では、出荷増及び全社的なコスト削減の取組みに加え、製粉事業においてふすま価格が堅調に推移したことにより、営業利益は178億3百万円(前年同期比103.8%)、経常利益は205億28百万円(前年同期比103.6%)、四半期純利益は123億円(前年同期比102.5%)となり、第3四半期連結累計期間の業績は増収増益となりました。

なお、平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行いました。平成26年3月期期末配当予想につきましては、株式分割に伴う1株当たりの配当金の調整は行わないため、実質増配となる予定です。また、同日付で単元株式数を500株から100株に変更しました。

セグメント別の売上高・営業利益概況

(製粉事業)

製粉事業につきましては、引き続きシェアアップに向けてお客様との関係を強化する「価値営業」を推進した結果、国内業務用小麦粉の出荷は前年を上回りました。また、輸入小麦の政府売渡価格が昨年4月と10月に引き上げられたことを受け、それぞれ6月と12月に業務用小麦粉の価格改定を実施しました。

生産・物流面では、引き続き生産性向上及び固定費削減等のコスト削減の取組みを推進するとともに、コスト競争力強化策として臨海大型工場への生産集約を進めております。本年2月に福岡新工場の稼働を予定し、また、昨年10月には平成27年5月稼働予定で知多工場(愛知県知多市)の新ライン増設に着工しました。さらに、平成27年4月稼働予定で東灘工場に隣接する阪神サイロ(株)の原料小麦サイロ収容能力25%増強を決定しました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は堅調に推移しました。

海外事業につきましては、M&Aにより取得した米国のMiller Milling Company,LLC及びニュージーランドのChampion Flour Milling Ltd.の連結効果や、生産能力を増強したMiller Milling Company,LLC及びタイの日清STC製粉(株)での出荷拡大等により、売上は前年を上回りました。

この結果、製粉事業の売上高は1,551億3百万円(前年同期比115.0%)、営業利益は83億21百万円(前年同期比118.6%)となりました。

(食品事業)

加工食品事業につきましては、家庭用では生活者の個食化、簡便化等のニーズに対応した新製品の投入や、新たな食シーンの提案等の販売促進活動を展開するとともに、業務用では新規顧客獲得に向け積極的な提案活動を推進した結果、家庭用、業務用とも売上は前年を上回りました。中食・惣菜事業につきましては、アイテムを

拡充するなどの出荷拡大に向けた取組みを推進し、売上げは前年を上回りました。海外事業につきましては、成長を続ける中国・東南アジア市場を中心に新規顧客の獲得に向けた積極的な商品提案に努めたことにより、売上げは前年を上回りました。なお、タイ日清テクノミック(株)の業務用プレミックスの生産能力を25%増強すべく増設に着手するとともに、昨年6月にベトナムのホーチミン市近郊に設立した新会社Vietnam Nisshin Seifun Co.,Ltd.では、本年秋の稼働予定で調理加工食品工場の建設に着手しました。

酵母・パイオ事業の酵母事業につきましては、イーストや総菜等の拡販により、売上げは前年を上回りました。パイオ事業は、受託試験等の減少により、売上げは前年を下回りました。

健康食品事業につきましては、積極的な販売促進施策により消費者向け製品の販売は好調に推移しましたが、医薬品原薬の需要変動により売上げは前年を下回りました。

この結果、食品事業の売上高は1,835億17百万円(前年同期比103.6%)、営業利益は78億78百万円(前年同期比95.3%)となりました。

(その他事業)

ペットフード事業につきましては、新製品の投入等により、注力するプレミアムペットフードの出荷は好調に推移しましたが、厳しい市場環境の下、売上げ全体では前年を下回りました。

エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリング等が好調に推移し、売上げは前年を上回りました。

メッシュクロス事業につきましては、自動車部品関連向け等の化成品が好調に推移し、売上げは前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は313億70百万円(前年同期比103.8%)、営業利益は16億33百万円(前年同期比87.0%)となりました。

経常利益・四半期純利益の状況

(経常利益)

金融収支戻りは15億64百万円(益)で、前第3四半期連結累計期間に比べ1億6百万円増加しました。持分法による投資利益は5億42百万円で、前第3四半期連結累計期間に比べ1億69百万円減少しました。これは主に配合飼料関連会社の利益が減少したことによります。その他雑損益合計は6億18百万円(益)で、前第3四半期連結累計期間に比べ1億26百万円増加しました。

以上の結果、営業外損益合計では27億25百万円(益)となり、前第3四半期連結累計期間に比べ63百万円増加し、経常利益は前第3四半期連結累計期間と比べ、7億22百万円(3.6%)増の205億28百万円となりました。

(四半期純利益)

特別利益は2億93百万円、特別損失は7億19百万円で差引特別損益は4億25百万円(損)となり、税金等調整前四半期純利益は前第3四半期連結累計期間と比べ5億84百万円増の201億3百万円となりました。特別利益のうち主なものは負ののれん発生益2億85百万円であり、特別損失のうち主なものは訴訟関連費用3億25百万円であります。

税金等調整前四半期純利益から、法人税等71億13百万円、少数株主利益6億89百万円を差し引き、四半期純利益は123億円、前第3四半期連結累計期間に比べ2億98百万円(2.5%)増となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況、資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、記載していません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

前事業年度の有価証券報告書に記載した事業上及び財務上の「対処すべき課題」について、当第3四半期連結累計期間における重要な変更、進捗及び新たに発生した課題は以下のとおりです。なお、当四半期報告書提出日(平成26年2月13日)現在までの状況も含めて記載しております。

1) 各事業の経営戦略

製粉事業におきましては、コスト競争力強化策として、臨海大型工場への生産集約を進めており、平成24年5月に着工した福岡新工場は本年2月に稼働する予定です。また、昨年10月に平成27年5月稼働予定で知多工場(愛知県知多市)の新ライン増設に着手しました。さらに、平成27年4月稼働予定で東灘工場に隣接する阪神サイロ(株)の原料小麦サイロ収容力25%増強を決定しました。

加工食品事業におきましては、市場の伸張が著しい冷凍パスタの生産・供給体制を一層強化することを目的として、平成27年5月稼働予定でマ・マーマカロニ(株)神戸工場に冷凍食品の新工場を建設することを決定しました。また、業務用プレミックス事業の更なる拡大のため、タイの子会社であるタイ日清テクノミック(株)の生産能力を本年末までに25%増強すべく増設に着工しました。さらに、インドネシアの業務用プレミックス販売会社であるインドネシア日清テクノミック(株)は、本格的に事業を開始しております。

2) 国際化戦略

加工食品事業におきましては、日本国内向けの供給拠点及び将来的なA S E A N地域の市場開拓を目的として、ベトナムのホーチミン市近郊に現地法人Vietnam Nisshin Seifun Co., Ltd.を設立し、本年秋の稼働予定でパスタソース等の調理加工食品工場の建設に着工しました。

また、パスタの原料となるデュラム小麦の世界有数の産地であるトルコ共和国に合弁会社(子会社)Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.(呼称:トルコ日清製粉)を本年4月に設立し、平成27年4月稼働予定でパスタの新工場を建設することを決定しました。新工場は日本と米国に次ぐ第三のパスタ生産拠点となり、更に安定した製品供給体制を構築し、日本のみならず海外市場に対しても、パスタ製品を販売してまいります。

なお、本合弁会社の工場稼働に伴い、国内の生産拠点の一つであるマ・マーマカロニ(株)神戸工場の乾物パスタの生産を停止いたします。

また、当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めた社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要
純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成24年6月27日開催の第168回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策(「本プラン」)を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記6)の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求める

よう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。

「特定買収行為」とは、a)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はb)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4)ア)ないしキ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがありますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。
- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。

ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと

- (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
- (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
- (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為

イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること

ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと

エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること

オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること

カ) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと

キ) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること

- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。

無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。

- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成24年6月27日開催の第168回定時株主総会において株主の皆様への事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 上記 4)ア)ないしキ)記載の事項がすべて満たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために満たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて満たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は、43億22百万円であります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営戦略の現状と見通し」について、変更はありません。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者の問題認識と今後の方針」について、変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	932,856,000
計	932,856,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	276,688,992	276,688,992	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	276,688,992	276,688,992	-	-

- (注) 1 平成25年8月28日開催の取締役会の決議により、平成25年10月1日付で当社普通株式を1株につき1.1株の割合をもって分割いたしました。これに伴い、株式数は25,153,544株増加し、発行済株式総数は276,688,992株となっております。
- 2 平成25年8月28日開催の取締役会の決議により、平成25年10月1日付で単元株式数を500株から100株に変更しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月1日	25,153	276,688		17,117		9,500

- (注) 平成25年10月1日付で当社普通株式を1株につき1.1株の割合をもって分割いたしました。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

なお、平成25年10月1日付で、当社普通株式を1株につき1.1株の割合をもって分割し、単元株式数を500株から100株に変更しておりますが、記載数値は当該株式分割及び単元株式数の変更を反映しておりません。

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式2,950,500		株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は500株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 327,000		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 246,914,000	493,828	同上
単元未満株式	普通株式1,343,948		
発行済株式総数	251,535,448		
総株主の議決権		493,828	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ2,000株及び7株含まれており、「議決権の数」には、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が4個含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が288株自己株式に含まれております。

自己株式

株式会社日清製粉グループ本社 531株

相互保有株式

千葉共同サイロ株式会社 129株

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
自己株式					
株式会社日清製粉 グループ本社	東京都千代田区神田錦町 一丁目25番地	2,950,500	-	2,950,500	1.17
相互保有株式					
石川株式会社	神戸市兵庫区島上町 一丁目2番10号	139,500	-	139,500	0.05
株式会社若葉商会	神戸市灘区摩耶埠頭2番8	103,000	-	103,000	0.04
千葉共同サイロ株式会社	千葉市美浜区新港16番地	79,000	-	79,000	0.03
日本ロジテム株式会社	東京都品川区荏原 一丁目19番17号	5,500	-	5,500	0.00
計		3,277,500	-	3,277,500	1.30

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	56,722	20,391
受取手形及び売掛金	² 65,393	² 70,806
有価証券	19,433	53,424
たな卸資産	61,904	54,757
その他	15,224	11,940
貸倒引当金	210	230
流動資産合計	218,468	211,089
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	44,651	47,802
機械装置及び運搬具(純額)	29,608	30,131
土地	36,152	36,471
その他(純額)	10,563	11,431
有形固定資産合計	120,975	125,837
無形固定資産		
のれん	4,373	4,403
その他	8,372	7,952
無形固定資産合計	12,746	12,355
投資その他の資産		
投資有価証券	100,643	105,699
その他	9,169	8,500
貸倒引当金	152	135
投資その他の資産合計	109,660	114,063
固定資産合計	243,382	252,256
資産合計	461,851	463,345

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	² 56,309	² 41,297
短期借入金	5,260	6,904
未払法人税等	4,844	2,642
引当金	238	167
未払費用	16,072	16,078
その他	16,749	18,528
流動負債合計	99,474	85,618
固定負債		
長期借入金	3,207	3,003
引当金		
退職給付引当金	18,925	19,163
その他の引当金	1,713	1,596
引当金計	20,638	20,759
繰延税金負債	14,619	15,752
その他	6,474	6,471
固定負債合計	44,940	45,987
負債合計	144,414	131,606
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金	9,460	9,477
利益剰余金	256,453	263,783
自己株式	3,188	3,117
株主資本合計	279,843	287,261
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	29,894	32,973
繰延ヘッジ損益	148	222
為替換算調整勘定	833	2,334
その他の包括利益累計額合計	29,209	35,529
新株予約権	232	253
少数株主持分	8,150	8,694
純資産合計	317,436	331,739
負債純資産合計	461,851	463,345

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	342,121	369,992
売上原価	236,826	258,518
売上総利益	105,295	111,473
販売費及び一般管理費	88,151	93,670
営業利益	17,143	17,803
営業外収益		
受取利息	143	150
受取配当金	1,422	1,534
持分法による投資利益	711	542
その他	600	696
営業外収益合計	2,878	2,924
営業外費用		
支払利息	108	120
その他	107	77
営業外費用合計	215	198
経常利益	19,806	20,528
特別利益		
固定資産売却益	143	5
投資有価証券売却益	39	2
負ののれん発生益	-	285
その他	11	-
特別利益合計	194	293
特別損失		
固定資産除却損	397	287
訴訟関連費用	-	325
買収関連費用	-	106
その他	85	-
特別損失合計	482	719
税金等調整前四半期純利益	19,519	20,103
法人税等	6,987	7,113
少数株主損益調整前四半期純利益	12,531	12,989
少数株主利益	529	689
四半期純利益	12,002	12,300

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	12,531	12,989
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,972	3,043
繰延ヘッジ損益	80	13
為替換算調整勘定	565	3,499
持分法適用会社に対する持分相当額	97	273
その他の包括利益合計	2,360	6,803
四半期包括利益	10,171	19,793
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	9,543	18,620
少数株主に係る四半期包括利益	628	1,172

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間から、Vietnam Nisshin Seifun Co.,Ltd.は、新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第19項の規定により、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」第12項(法定実効税率を使用する方法)に準じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

従業員の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
従業員住宅ローン	60百万円	46百万円

2 四半期連結会計期間末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。したがって、当第3四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、四半期連結会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
受取手形	339百万円	314百万円
支払手形	1	10

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
減価償却費	9,916百万円	9,949百万円
のれんの償却額	446	405

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

配当に関する事項

(配当金支払額)

平成24年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,485百万円
1株当たり配当額	10円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月28日
配当の原資	利益剰余金

平成24年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,485百万円
1株当たり配当額	10円
基準日	平成24年9月30日
効力発生日	平成24年12月7日
配当の原資	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

配当に関する事項

(配当金支払額)

平成25年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,485百万円
1株当たり配当額	10円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月27日
配当の原資	利益剰余金

平成25年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,485百万円
1株当たり配当額	10円
基準日	平成25年9月30日
効力発生日	平成25年12月6日
配当の原資	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額(注3)
	製粉	食品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	134,836	177,063	311,900	30,221	342,121	-	342,121
セグメント間の内部 売上高又は振替高	13,541	371	13,912	3,054	16,966	16,966	-
計	148,378	177,434	325,812	33,275	359,088	16,966	342,121
セグメント利益	7,017	8,270	15,287	1,877	17,165	21	17,143

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額(注3)
	製粉	食品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	155,103	183,517	338,621	31,370	369,992	-	369,992
セグメント間の内部 売上高又は振替高	14,818	390	15,208	3,850	19,058	19,058	-
計	169,921	183,908	353,829	35,220	389,050	19,058	369,992
セグメント利益	8,321	7,878	16,199	1,633	17,833	30	17,803

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	43円91銭	45円00銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	12,002	12,300
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	12,002	12,300
普通株式の期中平均株式数(株)	273,318,160	273,350,972
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	44円98銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	121,081
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

- (注) 1 平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。
- 2 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(トルコ合弁会社(子会社)の設立)

当社は、平成26年1月29日開催の取締役会において、当社の子会社である日清フーズ(株)とともに丸紅(株)及びトルコ共和国最大のパスタメーカーであるNuh'un Ankara Makarnasi Sanayi Ve Ticaret A.S.との間で、トルコ共和国・アンカラ県に合弁会社を設立することを決議いたしました。

1. 設立の目的

当社グループ加工食品事業の基幹製品群であるパスタの生産体制を一層強化し、更なる事業拡大を実現するため。

2. 設立する会社の概要

名称 Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.
事業内容 乾物パスタ等の製造及び販売
規模 資本金 22.5百万米ドル相当トルコリラ(約2,363百万円：1米ドルは105円で換算)

3. 設立の時期

平成26年4月(予定)

4. 取得後の持分比率

(株)日清製粉グループ本社 3%
日清フーズ(株) 48%
丸紅(株) 25%
Nuh'un Ankara Makarnasi Sanayi Ve Ticaret A.S. 24%

2【その他】

中間配当

平成25年10月30日開催の取締役会において、平成25年9月30日を基準日として、次のとおり中間配当を行う旨決議しております。

1	中間配当金総額	2,485百万円
2	1株当たりの配当額	10円
3	中間配当の効力発生日(支払開始日)	平成25年12月6日

その他

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月13日

株式会社日清製粉グループ本社

取締役社長 大 枝 宏 之 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 星 野 正 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 賀 谷 浩 志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根 本 知 香 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。